## 「福祉避難所設置ガイドライン」

## はじめに

1.	福祉避難所の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1	)福祉避難所とは	
(2	)要配慮者とは	
2.	指定福祉避難所の受入対象者の状況把握・・・・・・	2
(1	)指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握	
(2	)指定福祉避難所の受入対象となる者の現況等の把握	
3.	指定福祉避難所での指定及び公示と対応・・・・・・	2
(1		_
(2	) 要配慮者の特性に配慮した対応(例)	
(3	)指定及び公示	
4.	指定福祉避難所の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
_	ᄔᅼᇃᇻᅄᄥᇎᇹᆡᇫᇫᇴᄀᆚᄼᆇᆇᇫᆿᅖᅘ	_
5.	指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整・・・・・・	5
6.	指定福祉避難所の施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	物資・器材・人材・移送手段の確保・・・・・・・・	6
(1	)物資・器材の確保	
(2	)支援人材の確保	
(3	)移送手段の確保	
0	<b>分分にはない。 医療機関等しの連携 ・・・・・・・</b>	_
Ο.	社会福祉施設、医療機関等との連携・・・・・・・・	,
9.	指定福祉避難所の運営体制の事前整備・・・・・・・	7
1 0	. 指定福祉避難所にかかる理解の普及啓発 ・・・・・	7
_		
	. 災害時における取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1	)指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ	

(4)	要配慮者への支援	
(5)	指定福祉避難所の統廃合・解消	
12.	協定等による福祉避難所等の活用	 8
(1)	協定等による福祉避難所の活用	

(3) 指定福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

(2) 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

(2) 要員の確保